

通知貯金

商品名	通知預金
販売対象	個人および法人
期間	定めなし（ただし、7日間の据置期間が必要です）
預入方法	預入方法：一括預入 預入金額：5万円以上 預入単位：1円単位
払戻方法	解約時に一括して払い戻します（ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です）
利息	適用金利：毎日の店頭表示の利率を適用します 利払頻度：解約時に一括して支払います 計算方法：付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算 税金：個人のお客様は20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 金利情報の入手方法：金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	-
付加できる特約事項	個人のものマル優の取扱いができません
中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します
貯金保険制度	保護対象：当該貯金は当会の他の一般貯金と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険制度により保護されます。
相互援助制度	当会は、社団法人JFマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっております。
苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という）につきましては、営業日の9時から17時までに当会本・支店または資金管理部資金課（Tel:092-751-2064）にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JFマリンバンク福岡苦情相談窓口（Tel:092-751-2064）でも、金融機関営業日の9時から17時まで苦情等を受け付けております。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部（Tel:092-751-2064）にお問い合わせください。
紛争解決措置	苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国JFマリンバンク相談所（Tel:03-3294-9670）を通じて 弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会本・支店または総務部（Tel:092-751-2064）にお問い合わせください。 なお、東京、第一東京、第二東京の三弁護士会については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○東京弁護士会 紛争解決センター（Tel:03-3581-0031） ○第一東京弁護士会 仲裁センター（Tel:03-3595-8588） ○第二東京弁護士会 仲裁センター（Tel:03-3581-2249） また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は県相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用になれません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・通帳に記帳いただいていない明細が月末時点で40件以上ある場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。